

新型コロナウイルス感染症 クリチバ市による制限措置 警報レベルの継続

2021年6月16日

・6月15日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル2（オレンジ）の継続と制限措置内容の一部を緩和する旨発表しました。

●6月15日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル2（オレンジ）の継続を発表し、スーパーマーケットの日曜営業を可能にするなど制限措置内容の一部を緩和する旨決定しました（6月23日まで有効）。

●同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです。

1 営業・実施が不可となるもの、閉鎖となるもの。

・エンターテイメント関連施設（ライブハウス、劇場、映画館など）。

・レセプションなどのイベントを実施するための施設など。

・展示場、会議場、スポーツイベント実施のための施設。

・バーやナイトクラブなどの夜間娯楽施設。

・共有スペースにおける人の密集を伴う集会や懇親会などの実施（親族間の集まり等も不可）。

・不要不急の夜間外出（21時～翌5時）

・公共道路におけるアルコール飲料の消費。

2 制限付きで営業等が可能なもの。

・一般商業活動：9時～19時、月～土、日曜日はデリバリーのみ実施可。

・美容室、一般事務職、博物館など：9時～20時、月～土、日曜日は営業不可。

・スポーツジムなど：6時～21時、月～土、日曜日は営業不可。

・ショッピングセンター：10時～21時、月～土、日曜日はデリバリーのみ実施可。

・レストランなど：10時～23時、毎日営業可（22時以降の入店は不可）。日曜日の店内での飲食は事前予約がある場合のみ可とし、それ以外はデリバリー、テイクアウト、ドライブスルーのみ可。

・軽食堂など：6時～23時、毎日営業可（22時以降の入店は不可）。日曜日の店内での飲食は事前予約がある場合のみ可とし、それ以外はデリバリー、テイクアウト、ドライブスルーのみ可。

・パン屋など：6時～21時、月～土、日曜日は7時～18時まで営業可。日曜日の店舗での飲食は事前予約がある場合のみ可とする。

・ガソリンスタンドに併設しているコンビニエンスストア：6時～21時まで営業可。

・スーパーマーケット、その他食料品店など：6時～21時、月～日（以前は土）まで営業可。なお、入店は1世帯1名のみとする。

3 市内公共交通機関については、乗客数を定員の70%までとする。

4 公園や広場については、マスクを着用し対人距離を十分に確保した上で、個人単位での運動を屋外で実施することは可とする。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※当該政令についての詳細

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/curitiba-prorroga-bandeira-laranja-por-mais-sete-dias/59369>

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

(問い合わせ先)
在クリチバ日本国総領事館
－電話：41-3322-4919
－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp